

1. 件 名：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の原子力事業者防災訓練の事前説明について

2. 日 時：令和3年8月12日 13:30～17:30

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、和田専門職

(以下、テレビ会議システムによる出席)

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全GM他11名

5. 要 旨

東京電力ホールディングス株式会社から、令和3年9月10日に予定されている同社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における原子力事業者防災訓練の計画概要について、資料1に基づき以下の説明があった。

- ・ 中期計画上の今年度訓練の位置付け
- ・ 今年度訓練の目的・達成目標
- ・ 主な検証項目
- ・ 実施・評価体制
- ・ 訓練の項目・内容（防災業務計画の記載との整合）
- ・ 訓練シナリオ
- ・ 今年度評価指標のうち主に[PLAN(計画)]、[DO(実行)]に関する内容

原子力規制庁から、主に以下を伝えた。

- ・ 中長期計画を踏まえ、今年度の訓練の目的を具体的に示すこと。
- ・ 令和3年2月13日の初動対応を踏まえると、休日・夜間における本社の対応については、早急に改善を図るとともに、必要に応じて、事業者防災訓練等で検証するよう伝えた。
- ・ シナリオの多様化に関し、付与する場面設定について、難易度の高い課題とする考え方を示すこと。
- ・ 福島第一原子力発電所で検討している希ガスモニタ指示値上昇の想定について、事象の発生頻度や訓練で実施する応急措置の内容等を鑑み、事業者防災訓練で実施することが適当であるか、整理して説

明すること。

- ・ 防災業務計画に規定されていない訓練の項目について、来年度以降も実施する場合には、防災業務計画の見直しの必要性があること。また、今年度の柏崎刈羽原子力発電所の事業者防災訓練において火災による機能喪失により事故が進展する事故シナリオを想定した訓練を検討するよう伝えた。

東京電力ホールディングス株式会社から、本日の面談を踏まえ、対応する旨回答があった。今後、訓練実施に向けて、原子力規制庁と東京電力ホールディングス株式会社の訓練コントローラ間で調整しながら準備を進めることとした。

6. その他

配布資料：

資料1 訓練計画説明に係る面談（5週間前）時の確認事項